

| 議案  | 内容  | 採決            |
|---|---|---------------|
| 養老町児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の制定                | 平成30年4月に養老町飯田地区内に児童発達支援事業所の新設及び既存施設と併せて名称を変更することに伴い、養老町児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の制定を行うもの   | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定      | 指定居宅介護支援事業者の指定等に係る権限が岐阜県から養老町に移譲されるため、養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定を行うもの   | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 養老町税条例等の一部改正                                | 固定資産税の納期前納付に係る報奨金の交付制度について、自主納付意識の向上、口座振替の普及などにより、期限内自主納付が浸透し、一定の目的を果たしたものと判断し交付制度を廃止するもの   | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 養老町国民健康保険条例の一部改正                            | 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営を担う責任主体となることから、所要の改正を行うもの。また、被保険者の1期あたりの負担軽減を図るため、期別変更を行うもの | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 養老町手数料条例の一部改正                               | 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、平成30年1月26日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、本条例について、所要の改正を行うもの  | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 養老町国民健康保険基金条例の一部改正                          | 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営を担う責任主体となることに伴い、所要の改正を行うもの                                  | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 | 平成30年1月31日に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、この府令を参考基準としている本条例について所要の改正を行うもの                   | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 養老町後期高齢者医療に関する条例の一部改正                       | 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び関係政令の整備に関する政令が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うもの                                     | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部改正            | 本町におけるコミュニティ・プラント事業について、経営基盤を強化するため使用料の改定を行うもの  | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 養老町国民健康保険条例の一部改正                            | 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行に伴い、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営を担う責任主体となることに伴い、所要の改正を行うもの                                  | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 養老町介護保険条例の一部改正                              | 現在の第6期介護保険事業計画が平成29年度に終了し、第7期介護保険事業計画の期間である平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の介護保険料を定めるため、条例の一部を改正するもの                                      | 採決<br>賛成多数で可決 |
| 養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正                    | 平成28年9月の介護保険法施行令の一部改正で、平成30年4月1日から施行される条項の一部が追加されたことにより、介護保険条例の附則に規定する条文に、引用ずれが起きるため、条例の一部を改正するもの                                 | 採決<br>賛成全員で可決 |

**問** 対象件数と返済期限はいつまでか。

**答** 貸付件数が58件で返済期限は平成34年度まで。

**問** 平成30年度養老町上水道事業会計予算

**答** 管延長は約60km。約2箇月で仕切り弁の調査を行い、それに基づき全体を約24プロックにわけて、仕切り弁を開閉して洗浄する区域を定め、ポンプ場から圧力をかけて管内の汚れを落とす作業を行う。作業は事前周知し夜10時から朝5時までの夜間に実施する。

**問** 平成30年度養老町介護保険事業特別会計予算

**答** 平成30年度は10月請求分から料金改定を行うため、半年分で68万円、平成31年度以降は年間概ね100万円ほど。

**問** 在宅医療・介護連携推進事業が増額であるが事業内容は。

**答** 在宅医療分野、介護分野の情報の橋渡し役を目的として、在宅医療介護連携支援コーディネーターを設置する。ケアマネージャーや医療関係者等、多職種種の相談・調整を行う業務として養老町医師会へ委託する予定。

## ほかにこんなことが決まりました

| 報告                          | 内容  | 採決            |
|-----------------------------|---|---------------|
| 専決処分の報告（養老町営住宅の管理に関する和解）    | 相手方 三神町住宅滞納者A<br>裁判所 大垣簡易裁判所<br>事件名 建物明渡等請求事件<br>未払賃料等 7,700円                                 | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 専決処分の報告（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起） | 相手方 三神東住宅滞納者A及び不法占有者B・C・D<br>裁判所 岐阜地方裁判所大垣支部<br>事件名 建物明渡等請求事件<br>滞納金額 1,715,025円              | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 専決処分の報告（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起） | 相手方 滝見町住宅滞納者A<br>裁判所 大垣簡易裁判所<br>事件名 建物明渡等請求事件<br>滞納金額 34,500円                                 | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 専決処分の報告（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起） | 相手方 滝見町住宅滞納者A<br>裁判所 大垣簡易裁判所<br>事件名 建物明渡等請求事件<br>滞納金額 29,900円                                 | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 専決処分の報告（養老町営住宅の管理に関する和解）    | 相手方 豆川原住宅契約者A及び居住者B<br>裁判所 岐阜地方裁判所大垣支部<br>事件名 建物明渡等請求事件<br>未払賃料等 203,000円（分割支払い）              | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 議案                          | 内容  | 採決            |
| 養老町行政改革推進審議会設置条例の制定         | これまで以上に実効性を持って行財政改革を推進していく必要があることから、従来の懇談会ではなく附属機関として「行財政改革推進審議会」を設置するとともに、関係条例について所要の改正を行うもの | 採決<br>賛成全員で可決 |
| 議案                          | 内容  | 採決            |
| 養老町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定     | 地域基本方針である「養老町いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の対策を実行的に行うため、町並びに、教育委員会の附属機関を設置するにあたり条例を制定するもの              | 採決<br>賛成全員で可決 |